

平成26年北秋田市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成26年1月8日(水) 午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(32名)

1番 金田悦子	2番 小野安則	4番 簾内豊
5番 佐藤篤史	6番 太田兵一	7番 三沢定幸
8番 三沢博隆	9番 佐藤茂延	11番 布田久人
12番 柏木勲	13番 松浦義春	14番 柴田英一
16番 畠山正敏	17番 畠山隆生	18番 長崎成人
19番 庄司憲三郎	20番 近藤利紀	21番 湊広
22番 齊藤富美雄	23番 嘉成久雄	24番 長岐亮仁
25番 檜岡悦子	27番 加藤隆悦	28番 佐藤利子
29番 佐藤哲也	31番 杉渕涉	33番 宮腰文義
34番 春日祥光	35番 木村正彦	36番 藤岡茂憲
37番 成田光弘	38番 後藤久美	

4. 欠席委員(5名)

10番 熊田進	15番 柴田喜代志	26番 春日正一
30番 三浦剛	32番 佐藤稔	

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3	報告第3号	農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて
第4	議案第1号	非農地証明交付申請の承認について
第5	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第6	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第 8 議案第 5号 平成25年北秋田市農地賃借料情報の提供について

第 9 議案第 6号 農地の権利取得に係る下限面積の設定について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 金 田 浩 樹 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

29番 佐 藤 哲 也 31番 杉 渕 涉

9. 会議の概要

事務局	ご苦労様です。只今より平成26年北秋田市農業委員会第1回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
議 長	1月の定例総会を開催したいと思います。出席状況から報告いたします。委員37名中、欠席届が出されておりますのが、10番熊田進委員、15番柴田喜代志委員、26番春日正一委員、30番三浦剛委員、32番佐藤稔委員の5名からの欠席届が出されております。37名中32名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第1回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。29番佐藤哲也委員、31番杉渕渉委員のご両名をお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 (詳細省略)

議 長 会務報告でありますので、ご了承頂きたいと思います。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 報告第2号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので次に進みたいと思います。次に「報告第3号農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第3号農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 報告第3号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

36番 36番藤岡です。この案件についての届出を受理した日と本人が亡くなった日はいつですか。

事務局 当初の申請の届出は、平成25年10月20日です。その後、報告第3号にあるとおり11月8日の総会で許可相当とされ、事務局は11月11日に意見書を県に提出しました。その翌日11月12日に申請者のNNさんが亡くなられております。

36番 まだ意見書を提出ということだから、途中で本人が亡くなっているという解釈で取り下げですか。

事務局 秋田県へ意見書を提出しましたが、申請者が亡くなっていることをこちらで確認しましたので、県と協議した結果により申請を取り下げてという指導内容を申請者の代理人へ伝えております。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので次に進みたいと思います。次に「議案第1号非農地証明交付申請の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号非農地証明交付申請の承認について」議案書により説明。
(詳細省略)

議 長 議案第1号について事務局より説明して頂きました。現地調査して頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。受付番号1番を議席番号5番の佐藤篤史委員からお願いいたします。

5 番 5番佐藤です。調査月日は12月26日で調査員は2番小野安則委員、4番簾内豊委員、6番太田兵一委員、事務局から長岐事務局長、金田副主幹、鈴木主査の7人で調査いたしました。11ページ、12ページの地図をご覧ください。場所は旧合川の道城集落から桃栄の方へ向かう道路です。ちょうど農免道路がございまして、鶴田の方へ向かう農免道路沿いに位置しております。ちょうど陸橋が1箇所だけ架かっているのですが、そのすぐたもとに申請地はありました。所有者のMMさんも同席していただきましたので、詳しく説明していただいております。山林の様相を呈しているためという事由なんですけども、すでに何回か木は切り出してあり、昔から林として使用していたという話でございました。それと境・杭等もきちんとありまして、特に問題はないかと思って見てまいりました。審議のほどよろしく願います

議 長 議案第1号について説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。議案第1号につきましてでは原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第2号農地法第3条規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について」議案書により説明。

なお、ただいま説明しました4件につきましては、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。以上、よろしくご審議をお願いします

議 長 議案第2号について事務局より説明して頂きましたが、現地調査して頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。受付番号1番については、議席番号4番簾内豊委員、受付番号2番については、議席番号5番佐藤篤史委員、受付番号3番については、議席番号6番の太田兵一委員からお願いいたします。

4 番 4番簾内です。受付番号1番について説明いたします。調査日と調査委員は同じですので省略いたします。場所は、位置図17ページ、18ページ、19ページに記載されているかと思えます。場所的には、農道坊沢鷹巣線と内陸線のちょうど中間付近であります。道路をはさんで右・左となっております。TSさんについては、7ページの株式会社Iさんと関係もあると思えます。現地においては境界等もわかりやすく、何も問題ないと見てきました。ただ全面積80万ということですので、結構値段が安かったのかなと思っております。審議のほどよろしく願いいたします。

5 番 5番佐藤です。受付番号2番について説明いたします。調査日と調査委員は同じですので省略いたします。地図は20ページ、21ページ、22ページに記載がされております。場所は八幡岱集落のすぐ下であります。田んぼが集落のすぐ近くにあるような場所となっております。申請事由には、譲渡人の方が経営縮小のためとのことでした。それから借受人の方は経営規模の

拡大と申請事由となっております。特に問題はないかと見てまいりました。以上です。

6 番 6番太田です。受付番号3番について説明いたします。調査日と調査委員は同じですので省略いたします。ページが23ページから25ページを見ていただければよろしいかと思えます。国道105号線から7号線に向かいまして、T配送センターがあります。そこを左に曲がって200mくらい行ったところにKWリースがあります。その向かい側に入りまして、綴子川に沿った農地でございます。その管理は、作業委託されてる方がやっておりますが、その方には今回こういう事由で所有者が変わりますよと了解を得ているということです。FEさんとSKさんは姉妹でございます。本来はSKさんが跡取りということで、本来の所有者に戻る事になります。現地調査では、畦畔もしっかりしており管理もされていまして。許可相当と見てまいりましたのでよろしく願いいたします。

議 長 暫時休憩をいたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第2号農地法第3条規定による許可申請について」につきまして、それぞれ説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第2号中につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第3号農地法第5条規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 「議案第3号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これについても現地調査をして頂いた委員さんからご説明願いたいと思います。議席番号6番太田兵一委員からお願いいたします。

6 番 6番太田です。受付番号1番について説明いたします。調査日と調査委員は同じですので省略いたします。場所は国道105号線のいづくから行きまして、すぐ信号があります。それを左に行って30mくらいのところを右に曲がっていきますと奥羽線にぶつかります。奥羽線を渡って右折道路があります。そこの道路拡幅のために測量した結果、MSさんの作業小屋が隣のSNさんの農地に境界をまたいで建てられていたことが分かったとの事です。双方が立ち合いし境界を確認しておりましたが、境界が間違っていたということでした。それで2人で協議しながら話し合いの結果、無償で譲り渡し引き受けるということで贈与となりました。当日、T家屋調査士も来ていただき、説明を受けましたので、何ら問題なく解決したと思っております。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。「議案第3号」につきまして、審議に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

議 長 暫時休憩をいたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第3号」につきまして、審議に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第3号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説

明を求めます。

事務局 「議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。「議案第4号」につきまして、事務局から説明が終わりました。所有権移転の受付番号2番と利用権設定の受付番号6番、7番、8番を除いた、その他についてこれから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。

議長 ご質問ご意見等何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第4号中」所有権移転の受付番号2番と利用権設定の受付番号6番、7番、8番を除いてその他について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第4号中」所有権移転の受付番号2番については、議席番号36番藤岡茂憲委員と関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(36番藤岡茂憲委員退席)

議長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第4号中」所有権移転の受付番号2番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第4号中」所有権移転の受付番号2番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩をいたします。

(36番藤岡茂憲委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。続いて「議案第4号中」利用権設定の受付番号6番から8番については、議席番号18番長崎成人委員と関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(18番長崎成人委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第4号中」利用権設定の受付番号6番から8番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第4号中」利用権設定の受付番号6番、7番、8番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩をいたします。

(18番長崎成人委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第5号平成25年北秋田市農地賃借料情報の提供について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第5号平成25年北秋田市農地賃借料情報の提供について」議案書により説明。

(詳細省略)

事務局 議案第5号について説明します。38ページをご覧ください。農地法改正により従来までの耕作料が廃止され、その代わりに農業委員会は年に1回農地の賃借料情報を提供することになっております。そのため今年の平成25年の1月から12月までの賃借料の水準をとりまとめいたしまして、その中段の表をつけております。この内容は3条の賃借権設定とそれと農業経営基盤許可法の賃借権設定の内容となっております。データ数は土地の筆ごとに筆の数となっております。また今日のこの総会で議決をいただければ、北秋田市のホームページ及び北秋田市の広報に掲載して公表したいと考えております。以上よろしく申し上げます。なお資料3は参考資料として今年の公表しております農地賃借料情報をなっておりますので、ご確認ください。よろしく申し上げます。

議長 ほとんどのところが去年は若干下回っていますが、阿仁地区だけが100円上がっている状態であります。これがその年によって最高額が若干多いと上がってきます。最低額が多いと下がってくるということでありまして。このあと転作がどうなるかによっては平均値がかなりずれてくるのかなと思われまして。みなさんからのご質問頂戴いたします。

17番 17番畠山です。旧森吉では田んぼにA B C Dランクでやってあった経緯があるのですが、ほかの各地区ではどうなっているのですか。

議長 合併した4町の中で字ごとに細かく分けていたのが旧森吉地区だけでした。ほかの地区は区切りとか分け方が細かく分けていないです。農協で農地保有の合理化事業で北央農協では6段階から7段階細かくやったそうです。けどそこには字名がついていなかった。森吉地区では字名があったと聞いております。鷹巣地区ではそのような分け方をしていなかったようです。その他ご意見等あれば出していただきたいと思っております。

議長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第5号平成25年北秋田市農地賃借料情報の提供について」原案どおり決することに

異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 このように報告したいと思います。続いて「議案第6号農地の権利取得に係る下限面積の設定について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第6号農地の権利取得に係る下限面積の設定について」議案書により説明。

(詳細省略)

事務局 資料の4について説明を申し上げます。農地の下限面積の設定であります。ご存じのとおり農地法の下限面積は50アールと定められておりますが、地域の実情に合わない場合には農業委員会で別段の定めができるということになっております。その定め判断基準でございますが、農地法施行規則17条により定められております。17条1項では別段の面積未満の農地を耕作しているもの、いわゆる農業者の数が農業者総数の40%以上にならないように設定するということです。農業者の数というのは「農林業センサス」の結果を活用するということになっております。そこで2ページが「農林業センサス」の結果でございます。これは2010年の結果ですので、昨年も一昨年もこの数字を見ていると思います。ご存じのとおり全地域におきまして北秋田市は50アール以上の農業者がすべての地域におきまして60%以上になっておりますので、この第1項の要件では下限面積を定めることはできません。続きまして第2項につきましては、次の1号2号の要件にいずれも該当する場合は第1項の例外として面積を別段の面積として定めることができます。その要件といたしますが、耕作されていない農地が相当程度存在すること。その地域で50アール以下の農業者が増加することにより集团的農地利用をしている農業者に支障を生じるおそれがないこと。この2つの要件がございまして。第2項ですが資料の3ページに耕作地と不耕作地の割合ということで。平成25年度の水田台帳より円グラフに表しております。鷹巣地域におきましては不耕作地11.32%、合川地区11.44%、森吉地区15.72%、阿仁地区24.15%。阿仁地区のみ約1/4が不耕作地と水田台帳の結果がございまして。そこで第2項第1号の相当程度とは特に定めはございませんが、北秋田市の農業委員会は平成21年の農地法改正より旧阿仁地区全域を10アールと定めております。今までの経緯も踏まえてご検討

願いたいと思います。以上でございます。

議 長

これは毎年、もう少し早い時期。11月頃提出しておりました。今年は1月の総会でみなさんに審議していただきたいと思っております。この下限面積を毎年検討する事となっております。事務局が説明したとおり旧阿仁地区だけは「どぶろく特区」の関係です。本当は阿仁地区も打当地区だけの方法があったかと思えますけど「どぶろく特区」を申請するときに旧阿仁地区全体として許可を取るということで、合併前に設定したと聞いております。その後合併した経緯があります。それで阿仁地区全体が10アールで下限面積が設定されております。10アールに下限面積を設定したことによって農家数も増えているのは確かであります。委員さん中には、調査に行った人もいると思いますが、萱草のKTさんが農地を10アール買った経緯があります。今まで阿仁地区以外のところで50アールだとしてもじゃないけど多いため、もっと少ない面積を自分で農業やりたいと相談に見えたかという、1件だけ相談があったそうです。県内でも10アールに設定しているところもあります。30アールで統一しているところもあります。まだ、そのまま50アールのところが半分以上であります。ここでみなさんで相談をしていただきたいと思っております。

議 長

県内の情報を事務局が調べた範囲内で報告していただきます。

事務局

県内状況でございますが。全県25市町村ございまして、全地域で一律に下げているところが5市町村ございまして。全地域で段階をつけて下げているのが1市町村。というのは、田んぼを30アール、畑を10アールという風に設定しているのが1市です。北秋田市のように一部地域で下げているのが、北秋田市を含めて2市町村です。あとの17市町村については設定をしていないという状況でございました。以上です。

議 長

全体の県内の情報を踏まえて何かご意見、ご質問頂戴したいと思います。

7 番

7番三沢です。阿仁地区で「どぶろく特区」の関係で、10アールということで設定しておりますが、北秋田市全体「どぶろく特区指定」になりました。これとの関係はどうなっているのか。

議 長

「どぶろく特区」で許可をとっているのは、森吉の「森のテラス」は作っ

てもいいと許可が出ています。

事務局

打当温泉のどぶろくの製造の特区と農地を一般の会社が借りられる。一反歩だけでも借りられるという3つの特区だったのです。今、法的に残っているのが「どぶろくの特区」だけです。農地法改正から農地法で下限面積を定めるようになったので、特区の面積というのは土地の農地法に移行してきた形になります。平成21年の農地法改正からは農地法の下限面積のよってしほりをつけられる。そして今回新たに「どぶろく特区」が設定されたのは、さっき言ったように「森のテラス」という会社がどぶろくを作りたいと申請したために北秋田市全地区が特区になったと聞いております。

議長

特区になっても全地区で誰が作ってもいいわけではない。申請し許可を得る必要があります。

9番

9番佐藤です。これから、このような相談があった場合にどうするのか。

議長

相談が多く出てきた場合には、下限面積については毎年審議することになっておりますので、その時に検討しても対応できるかと考えます。同じような相談があった場合、今年は無理でも来年検討するときに10アール設定で対応可能と考えます。ですが、みなさんの意見が10アール設定するべきとなれば検討すべきと思います。

事務局

もう一つ調べた結果で、理由をまとめてみました。面積を下げているところの理由は、ほとんどで新規就農者が就農しやすいようにという理由です。設定していないところの理由は、ほとんどで農地の細分化が加速して集積の推進に逆行するからというのがほとんどの理由です。どちらもごもつともな理由だと思えます。調べた結果はそのような理由でありました。

議長

ここでみなさんからのご質問ご意見等頂戴いたします。現状のままでいいかどうか。見直しした方がいいのか。どうでしょうか。

(現状のままでいいと思えますの声)

議長

今年は今現状のままでいきます。そしてもし、これから今年1年間の間に下限面積を求めてくる相談があるとすれば、また次回で来年のこの下限面積の

議案の決定の時にみなさんに報告して、相談をしたいと思います。それでは議案第6号につきましては、現況のまま進めていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成26年第1回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。